

## みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 31 日  
告示第 47 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、魅力ある店舗による集客及び売上げの増加を図るため、店舗を改装して小売業等を営む事業者に対し、予算の範囲内においてみどり市店舗リニューアル補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定するサービス業又は同項第 4 号に規定する小売業に属する事業を営む個人、法人又は団体をいう。ただし、一の店舗において複数の業種を営む場合にあっては、補助対象業種の売上が 50 パーセント以上であることが確認できるものに限る。
- (2) 市民団体等 市内で地域活性化事業等を実践している市民団体、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人及び社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に基づく社会福祉法人をいう。
- (3) 改装工事等 市内に所在する店舗の機能及び性能を維持又は向上させるための工事及び備品購入をいう。
- (4) 店舗 市内に所在し、物品の販売やサービスの提供等の営業活動の用に供されている店舗、事務所その他事業活動を行うための施設をいい、店舗併用住宅にあっては店舗の用に供される部分をいう。

(令 5 告示 30・一部改正)

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者又は市民団体等とする。

- (1) 店舗を自ら営業していること。
- (2) 店舗の営業に当たって関係法令に違反していないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げるものでないこと
- (5) 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体でないこと又は政治活動を目的とした事業を行っていないこと。
- (6) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体でないこと又は宗教活動を目的とした事業を行っていないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (8) 改装工事等について、市の他の制度による補助金又は助成金の交付を受けていないこと。

(9) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象店舗)

第4条 補助金の交付の対象となる店舗は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、みどり市空き店舗活用補助金交付要綱(平成28年みどり市告示第36号)に規定するみどり市空き店舗活用補助金の交付を受けて改修した店舗の場合は、当該補助金の交付を受け、営業を開始した後に5年以上が経過した店舗を対象とする。

(1) 補助対象者が所有し、自らが営業している店舗であること。ただし、貸出しを目的とする店舗を除く。

(2) 補助対象者が賃借し、自らが営業している店舗であって、補助対象者が改装工事等の後も店舗の営業を継続し、かつ、店舗の所有者から当該改装工事等の内容について承諾を得ていること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内に所在する店舗に係る次に掲げる工事費とする。この場合において、金額が1品3万円以上で、かつ、合計で10万円以上となる備品購入費があるときは、これを当該工事費と併せて補助対象経費とすることができる。

(1) 店舗の内装又は外装工事

(2) 給排水設備工事

(3) 電気又はガス工事

(4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、店舗と一体となって機能する設備工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 補助金の交付の対象とならない経費は、次に掲げるものとする。

(1) 店舗における住居との共用部分の改装工事等に係る経費

(2) 営業活動に直接関わらない部分の改装工事等に係る経費

(3) 備品購入のみの経費

(4) 交付申請前に着手した改装工事等に係る経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要でないとして認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項に規定する経費の合算額に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第7条 補助金の交付は、同一店舗につき1回限りとする。ただし、当該店舗の売買又は新規の賃貸借契約により補助対象者が同一でないときは、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、改装工事等の着手前にみどり市店舗リニューアル補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 改装工事等を行う店舗等の案内図

- (2) 改装工事等の見積書の写し
- (3) 改装工事等の施行前の内部又は外部の現状が分かる写真
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 登記事項証明書又はその写し(法人による申請の場合に限る。)
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、第4条第2号に該当する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 改装工事等に係る店舗所有者の同意書(様式第3号)
- (2) 改装工事等に係る店舗の賃貸借契約書の写し  
(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、みどり市店舗リニューアル補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が改装工事等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、みどり市店舗リニューアル補助金に係る改装工事等内容変更・中止(廃止)承認申請書(様式第5号)に変更又は中止(廃止)の内容が分かる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の減額の変更にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、申請内容を適当と認めたときは、みどり市店舗リニューアル補助金に係る改装工事等の変更等承認通知書(様式第6号)により、交付対象者に通知するものとする。

(完了報告等)

第11条 交付対象者は、改装工事等が完了した日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みどり市店舗リニューアル補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改装工事等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 改装工事等の内容を証する工事明細書の写し
- (3) 改装工事等の施行後の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、内容が適切であると認めたときは、補助金の額を確定し、みどり市店舗リニューアル補助金確定通知書(様式第8号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 交付対象者は、前項の規定により、補助金の支払を受けようとするときは、みどり市店舗リニューアル補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

- 第14条 交付対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の要件に該当しなくなった場合
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用した場合
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金の受領後5年以内に立ち退く場合

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、みどり市店舗等リニューアル補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、市長の定める期間内に当該補助金の全部又は一部を返還するよう命ずることができる。ただし、同条第1項第4号の規定に該当する場合の返還額は、別表に掲げる額とする。

- 2 交付対象者は、前条の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長の定める期間内に返還しなければならない。

(書類の保存)

- 第17条 交付対象者は、補助金の交付の申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

- 第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第30号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

| 交付を受けた日から経過した年数 | 返還を求める金額     |
|-----------------|--------------|
| 1年未満            | 交付額の100分の100 |
| 1年以上2年未満        | 交付額の100分の80  |
| 2年以上3年未満        | 交付額の100分の60  |
| 3年以上4年未満        | 交付額の100分の40  |
| 4年以上5年未満        | 交付額の100分の20  |

様式第 1 号(規格 A4) (第 8 条関係)  
(令 5 告示 30・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地  
法人名・屋号・団体名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

みどり市店舗リニューアル補助金交付申請書

みどり市店舗リニューアル補助金の交付を受けたいので、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|          |                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 店舗名称     |                                                                                                                                                  |
| 店舗所在地    | みどり市                                                                                                                                             |
| 店舗所有者    | 住所<br>氏名<br>電話番号                                                                                                                                 |
| 業種       | <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業<br><input type="checkbox"/> その他 (                      )<br>【具体的な業務内容】               |
| 店舗の形態    | <input type="checkbox"/> 店舗専用 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅<br>【店舗の用に供する部分以外の工事の有無】<br><input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない |
| 改装工事等の目的 |                                                                                                                                                  |
| 工事内容     |                                                                                                                                                  |
| 総事業費     | 円 (消費税込み)                                                                                                                                        |
| 補助対象経費   | 円 (消費税込み)                                                                                                                                        |
| 予定工事期間   | 年 月 日 ～ 年 月 日                                                                                                                                    |
| 備考       | ※申請内容により、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。                                                                                                                 |

様式第 2 号(規格 A4)(第 8 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地  
法人名・屋号・団体名  
代 表 者 氏 名



誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、別紙の群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿のとおり、警察への照会について承諾します。

記

- 1 自己及び自己が代表者となっている法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
  - (2) 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1 に掲げる者(以下「暴力団等」という。)を自己又は自己が代表者となっている法人その他の団体の事業活動に係る下請契約等の相手方にしません。相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 3 自己又は自己が代表者となっている法人その他の団体が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、市長に報告するとともに警察に通報します。

様式第2号別紙(規格 A4) (第8条関係)

## 群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿

[illegible]

様式第 3 号(規格 A4)(第 8 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

改装工事等に係る店舗所有者の同意書

私は、申請者がみどり市店舗リニューアル補助金を受けて、私の所有する下記店舗を改装することに同意します。

記

【店舗所在地】

みどり市

【申請者】

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

【所有者】

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

電 話



様式第 4 号(規格 A4) (第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

みどり市長 印

みどり市店舗リニューアル補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみどり市店舗リニューアル補助金の交付(不交付)については、下記のとおり決定しましたので、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

| 交 付 金 額 | 円                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条 件     | (1) 工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。<br>(2) 変更又は中止(廃止)する場合においては、直ちに変更又は中止(廃止)申請を行ってください。<br>(3) 実績報告書などにより補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。<br>(4) みどり市店舗リニューアル補助金に係る調査等にご協力ください。 |
| 不交付の理由  |                                                                                                                                                                                 |

様式第 5 号(規格 A4)(第 10 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地  
法人名・屋号・団体名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

みどり市店舗リニューアル補助金に係る改装工事等内容変更・中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、承認を申請します。

記

| 補助対象経費            | 変更前 円 | 変更後 円 |
|-------------------|-------|-------|
| 変更又は中止<br>(廃止)の内容 |       |       |
| 変更又は中止<br>(廃止)の理由 |       |       |
| 中止の期間<br>(廃止の時期)  |       |       |

【添付書類】 変更申請を行う場合は、改装工事等の見積書の写しを添付してください。

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市店舗リニューアル補助金に係る改装工事等の変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあったみどり市店舗リニューアル補助金の変更については、下記のとおり決定しましたので、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

| 交付決定額 | 円                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条 件   | (1) 工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。<br>(2) 実績報告書等により補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。<br>(3) みどり市店舗リニューアル補助金に係る調査等にご協力ください。 |

様式第 7 号(規格 A4)(第 11 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地  
法人名・屋号・団体名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

みどり市店舗リニューアル補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたみどり市店舗リニューアル補助金について、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

|            |                                                                                                                               |       |       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 店舗名称       |                                                                                                                               |       |       |
| 店舗所在地      |                                                                                                                               |       |       |
| 補助金交付決定通知額 |                                                                                                                               |       |       |
| 改装工事等の支払金額 |                                                                                                                               |       |       |
| 着手年月日      | 年 月 日                                                                                                                         | 完了年月日 | 年 月 日 |
| 添付書類       | (1) 改装工事等に係る請求書及び領収書の写し<br>(2) 改装工事等の内容を証する工事明細書の写し<br>(3) 改装工事等の施行後の状況が分かる写真<br>(4) 市長が必要と認める書類<br>※添付書類の名義・宛名は申請者名と同一であること。 |       |       |

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市店舗リニューアル補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあったみどり市店舗リニューアル補助金については、下記のとおり確定しましたので、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

|           |   |
|-----------|---|
| 補助金の交付確定額 | 円 |
|-----------|---|

様式第 9 号(規格 A4) (第 13 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地  
法人名・屋号・団体名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

印

みどり市店舗リニューアル補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定を受けたみどり市店舗  
リニューアル補助金について、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 13 条第 2  
項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

|                  |                      |  |      |       |
|------------------|----------------------|--|------|-------|
| 振<br>込<br>口<br>座 | 金融機関名                |  |      |       |
|                  | 支 店 名                |  |      |       |
|                  | 口 座 番 号              |  | 預金種類 | 普通・当座 |
|                  | ( フ リ ガ ナ )<br>口座名義人 |  |      |       |

※通帳の写し等、振込口座の情報が確認できる書類を添付してください。

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市店舗リニューアル補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付の決定をしたみどり市店舗リニューアル補助金については、下記のとおり取り消したので、みどり市店舗リニューアル補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取消しの理由
- 2 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 取消後交付決定額 \_\_\_\_\_ 円